医療施設防火体制整備費補助金交付要綱

（目的）

第１　病院及び有床診療所における防火体制を強化し、火災発生時の患者等の安全を確保するため、医療施設防火体制整備費補助金実施要綱（平成27年３月26日決定。以下「実施要綱」という。）に基づき行う医療施設防火体制整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第２　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(１)　次の表に定める対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない額を、スプリンクラー施設（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む。以下同じ。）及び自動火災報知設備（以下「スプリンクラー施設等」という。）ごとに選定する。

(２)　前号により選定された額と、スプリンクラー施設等ごとの、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額（千円未満の端数は切り捨て）の合計額を交付額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費 | 基準額 | 補助率 |
| スプリンクラー施設整備のために必要な工事費又は工事請負費 | スプリンクラー施設の整備対象面積に、次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合はア、イに限り１施設当たり2,019千円を加算する。ア　通常型スプリンクラー対象面積１平方メートル当たり基準単価19.9千円イ　水道連結型スプリンクラー対象面積１平方メートル当たり基準単価19.2千円ウ　パッケージ型自動消火設備対象面積１平方メートル当たり基準単価23.2千円エ　消防法施行令第32条適用設備対象面積１平方メートル当たり基準単価22.6千円 | ２分の１ |
| 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費 | 自動火災報知設備を新設する場合１施設当たり　1,050千円 | 定額 |

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第３　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(１)　補助金の交付決定額の増減を伴わない変更

(２)　スプリンクラー施設等の整備内容の変更のうち、本補助金の交付目的の達成に影響を与え

ない変更

（申請の取下期日）

第４　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日か

ら起算して15日以内とする。

（財産の管理）

第５　補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後におい

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的

運用を図らなければならない。

（財産の処分に係る制限の期間）

第６　規則第19条第１項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号に規定する厚生労働大臣が定める期間とする。

（一括下請負の承諾の禁止）

第７　補助事業者は、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

　（競争入札による請負業者の選定）

第８　補助事業者は、補助申請予定額が１億円以上のスプリンクラー施設等の整備を行う場合には、原則として５社以上による競争入札を行わなければならない。

（事業の遂行の状況に係る報告）

第９　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月末日現在の補助事業の遂行の状況を、医療施設防火体制整備費補助金の補助対象事業の遂行状況報告書（様式第９号）に関係書類を添えて、１月15日までに知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第10　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（書類の管理等）

第11　補助事業者は、補助金と事業に係る証拠書類等の管理を次により行わなければならない。

(１)　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第10号）を調製の上、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日） の属する年度の翌年度から起算して５年間（当該事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が５年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保管しておかなければならない。

(２)　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して５年間（当該事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が５年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保管しておかなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第12　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助

金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の１支部（又は１支社、１支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第13　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第１のとおりとする。

　　　附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和元年７月９日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年８月31日から施行し、令和２年４月1日から適用する。

別表（第13関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | 医療施設防火体制整備費補助金交付申請書１　経費所要額調２　事業計画書３　その他知事が必要と認める書類 | 第１号第２号第３号 | １部１部１部 | 別に定める。 |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | 医療施設防火体制整備事業変更（中止、廃止）承認申請書１　経費所要額調２　事業計画書３　その他知事が必要と認める書類 | 第４号第２号第３号 | １部１部１部 | 変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内 |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | 医療施設防火体制整備費補助金請求書 １　医療施設防火体制整備事業実績報告書　　　　　　　　　　　　 ２　経費所要額精算書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３　事業実績報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ４　その他知事が必要と認める書類 | 第５号第６号第７号第８号 | １部１部１部１部 | 当該事業を完了した日（規則第６条第１項第３号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の３月31日のいずれか早い日 |